

18府総広発第 号

平成18年7月4日

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 山 上 義 人 様

府中市長 野 口 忠 直

個人情報の収集について（諮問）

本市では、府中市立学校における児童・生徒・教職員等の安全を確保するため、今年度から、学校内に防犯カメラを設置し、その運用を開始します。これにあたっては、府中市個人情報の保護に関する条例7条第2項第9号の、本人以外からの個人情報の収集を行うこととなります。

つきましては、「府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用」事業において行う、これらの個人情報の収集の可否について、府中市情報公開・個人情報保護審議会のご意見を答申くださいますよう、お願い申し上げます。

諮問事務一覧表

1 条例第7条第2項第9号の規定により諮問する事務（収集の制限）

	個人情報を取り扱う 事務の名称	事務の対象となる個 人の範囲	収集する情報の内容	担当部課
1	府中市立学校におけ る防犯カメラの設置 及び運用	防犯カメラの設置場 所を通過する者	顔、体形など容姿	学校教育部 総務課

府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、府中市立学校における防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、児童・生徒・教職員等の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯カメラ」とは、不審者等の学校内への侵入を抑止するため、市立学校に設置される映像撮影装置、映像記憶装置、映像表示装置及びそれらに付随する機器類をいう。

(設置者等)

第3条 防犯カメラの設置者は、府中市教育委員会とし、防犯カメラが設置される市立学校に管理責任者を置き、当該学校長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラの取扱いを円滑にするため、取扱責任者を指名することができる。

(個人情報の保護)

第4条 設置者、管理責任者及び取扱責任者は、防犯カメラに関する個人情報について、次の各号に掲げる事項を守り、個人情報の保護に努めなければならない。

- (1) 設置者、管理責任者及び取扱責任者は、防犯カメラを適切に管理・運用し、個人の利益を侵害しないようにしなければならないこと。
- (2) 管理責任者及び取扱責任者は、その所属する教職員等に対し、職務上知り得た情報を他にももらしたり、目的以外に使用してはならないこと。また、その職を退いた後も同様とすること。
- (3) 管理責任者及び取扱責任者は、映像記録の漏えい、滅失、き損の防止、その他の映像記録の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこと。

(設置者の責務)

第5条 設置者は、次の各号に掲げる事項について適切に対応しなければならない。

- (1) 防犯カメラは、学校敷地内のうち、人の出入りの頻繁な場所・死角になりやすい場所等に設置すること。

- (2) 防犯カメラの撮影は、学校敷地外を通行する者等へのプライバシーに配慮すること。
- (3) 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラが作動中であることを表示すること。また、防犯カメラの設置に当たっては、落下等事故防止の安全措置を講じること。
- (4) 設置者が指定した場所に録画装置及び表示装置を設置すること。
- (5) 盗難等を防ぐために、録画装置を固定された什器類に収納したうえで施錠して管理すること。

(管理責任者の責務)

第6条 管理責任者は、次の各号に掲げる事項について適切に対応しなければならない。

- (1) 防犯カメラを構成する機器類に係る備品台帳を整備すること。
- (2) 録画装置及び表示装置の操作・保守点検等を行う場合には、原則として指定する複数の取扱者の立会いのもとに作業を行うこと。
- (3) 防犯カメラに関する業務を委託する場合には、業務内容について個人情報保護等に係る責務を当該受託者に遵守させるため、委託契約書などにその旨を記載すること。

(映像等の保存・廃棄)

第7条 管理責任者は、映像記録等の保存や廃棄に関し、次の各号に掲げるとおり取扱うものとする。

- (1) 映像記録の保存期間は、1週間とすること。
- (2) 映像記録は、撮影時の状態のまま保存し編集をしないこと。
- (3) 保存期間を経過した映像記録については、上書き等により消去を行うこと。
- (4) 記録媒体を録画装置と分別し、施錠できる収納庫等に保管して管理すること。
- (5) 記録媒体を処分する場合には、破碎を行う等映像記録が再現不可能な方法によること。

(目的外利用・第三者への提供の禁止)

第8条 法令等に定めがある場合及び捜査機関から犯罪捜査の目的で正当な手続による要請があった場合のほか、管理責任者及び取扱責任者は映像記録等を設置目的以外の利用に供し、又は第三者へ提供してはならない。

(苦情処理)

第9条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用について児童又は生徒の保護者等から苦情等が寄せられた場合には、速やかに苦情内容の把握及び事実調査を行ったうえで適切に処理し、その経過等を、遅滞なく設置者に報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長がこれを定める。

附則

この要綱は、平成18年〇月〇日より施行する。

1 平成17年度公文書等の開示請求

(1) 開示を行った件数等

(単位：件)

請求件数	全部開示①	一部開示②	小計①+②	不開示	合計	不存在
124	54	147	201	11	212	11

(2) 閲覧手数料及び複写料

閲覧等手数料			複写料 (モノクロ、カラー)		
件数	単価 (円)	金額 (円) 開示件数×単価	複写枚数	単価 (円) @10~100	金額 (円) 複写枚数×単価
92	200	18,400	5,059 モノクロ 12 カラー	10 100	51,790

2 平成17年度個人情報開示請求

(1) 開示を行った件数等

(単位：件)

請求件数	開示①	一部開示②	小計①+②	不開示	合計	不存在
16	53	3	56	2	58	0

(2) 個人情報訂正請求件数

(単位：件)

請求件数	全部決定①	一部決定②	小計①+②	請求を認めない	合計	不存在
1	0	1	1	0	1	0

(3) 複写料

複写枚数	単価 (円)	金額 (円)
106	10	1,060